

## 大規模既存集落内の分家住宅に係る立地基準審査表 (条例第6条第(6)号, 条例第8条第(6)号)

審査項目	摘 要	審査結果	添 付 図 書	提出指示	提出確認
適用区域	次の区域等に位置しないこと 農用地区域 甲種農地, 第一種農地等 砂防指定地 地すべり防止区域 急 傾斜地崩壊危険区域 土砂災害特別警戒 区域 自然公園法の特別地域 緑地環境 保全地域 風致地区 都市計画施設の 区域 保安林, 保安林予定森林, 保安施設 地区 その他市長が認める土地の区域		位置図		
新規住宅の 必要性	分家住宅を必要とする合理的理由		理由書 申請者世帯全員の住民票 申請者世帯の固定資産評価証明 借家証明 (賃貸借契約書の写しでも可) その他 必要とする事由を証するもの		
申請地の 妥当性	大規模既存集落内に位置すること (1) 大規模既存集落内に位置 (2) 大規模既存集落の辺縁部に位置		既存集落の辺縁部検討 ・申請地の連たんの程度 ・周辺の土地利用の一体性		
	本家者又は申請者が所有 (所有することとなる場合を含む)		申請地の土地登記簿謄本 土地売買契約書の写し		
申請者の 適 格 性	線引き前から当該大規模既存集落内に生活の本拠を有する本家者の世帯構成員 (1) 線引き前から継続する生活の本拠 (集落内の居住 昭和・平成 年 月 日から) (2) 線引き前から生活の本拠と判断 (集落内の居住 昭和・平成 年 月 日から (集落内の居住 昭和・平成 年 月 日まで) (3) 収用対象事業による移転後の本拠 (集落内の居住 昭和・平成 年 月 日から)		本家世帯の住民票 申請者の住所移動の確認 ・戸籍の付票 ・その他住所を確認する資料 収用対象事業の確認 ・移転補償契約書の写し ・その他収用対象事業を確認 する資料		
	本家者と同居の親族 (1) 本家者の子 (2) 同居の親族, 続柄		戸籍謄本 (本家者と分家者の関係が 判るもの) その他同居を証する者		
	再申請(同様の申請)でないこと				
	申請者勤務地との位置関係 ・申請者勤務先 通勤時間 分		就業証明等 (勤務先を証するもの)		
建築物の 妥当性	自己用住宅としてふさわしい規模 ・建築物の延床面積 m <sup>2</sup>		建物各階平面図 二面以上の立面図		

凡 例      は必ず必要とする資料      は場合によっては必要とする資料